

6 「保存の方向性と方法」についての検討素案

1 方向性

- 史跡の本質的価値を表す要素である石垣、堀、土塁等の遺構を確実に保存し、後世に継承する。
- 遺構保全のために日常の維持管理を行うとともに、自然災害等により被害が生じた場合は復旧する。
- 現状変更等の行為への対応についての方針を定め、適切に実行する。

2 方法

(1) 全体的な方法

- ①遺構の分布や規模、内容についての現状把握を行ったうえで、保存にあたる。
- ②日常の維持管理を適切に行う。
- ③史跡指定地内において車両通行による遺構への影響が生じないような対策を検討する。

(2) 構成要素ごとの方法

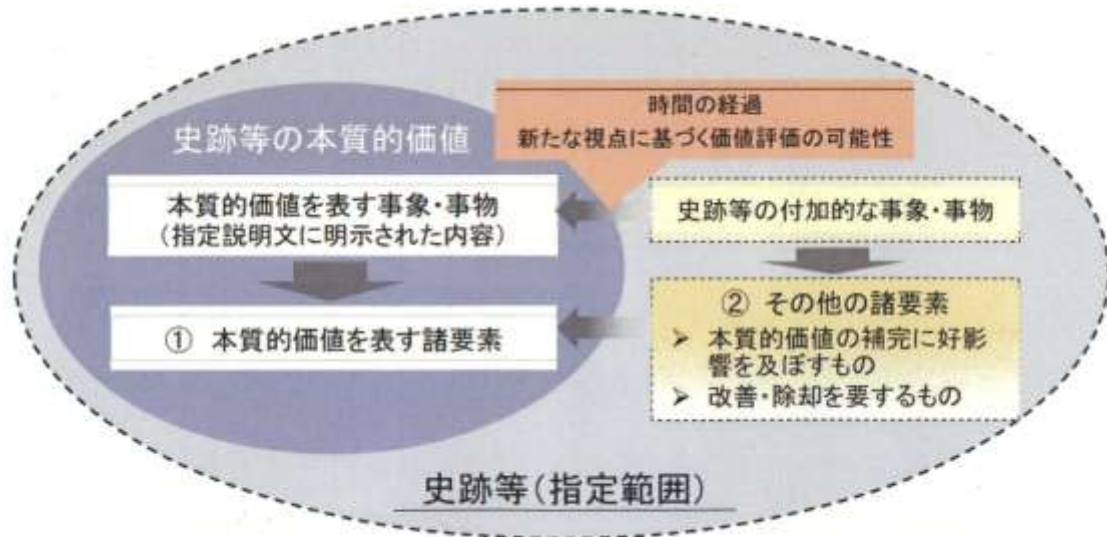


図-3 史跡等の本質的価値を表す事象・事物と付加的事象・事物との関係

文化庁記念物課『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業 報告書』(2015)より引用

A 本質的価値を構成する諸要素の保存

①石垣の保存

- ア 石垣の測量を行い、測量図を元に、規模や積み方、石材の破損状況等を記した台帳(石垣カルテ)を作成し、日常の維持管理にあたる。
- イ 石垣周囲の除草や、近接して生えており遺構に影響を与えている樹木の伐採などを行う。
- ウ 観測機器等による観測を行い、変形を早めに把握する。

②堀、土塁、土塀などの保存

- ア 樹木により保存への影響が生じている場合は、樹木の伐採や枝払いなどの対応をとる。
- イ 堀の水質維持のため、浚渫などの必要な措置を行う。
- ウ 土塀については、日常の管理を行い、変形やしっくいのはがれなどが生じた際には適切な修理を行う。

③地形、植生、景観などの保存

- ア 植生については、現状の把握を行い、保存と活用の観点から維持管理の方針を検討し、方針に基づき維持管理を行う。
- イ 仙台城跡の特徴ともいえる自然崖や竜の口溪谷などの地形については、現状の保全に努める。ただし、地形の保全や来訪者の安全確保のために、必要最小限度の現状変更を行うことはやむを得ない。
- ウ 仙台城跡からの眺望及び市内から城を見た景観についての方針を定め、景観維持のための樹木の管理などを行う。

④埋蔵されている遺構の保存

- 子 公園施設、道路施設の改修、解説板等の設置等による掘削が行なわれる場合、遺構に影響を与えないよう十分に保護措置をとる。

B 本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素の取扱い

①史跡解説のための施設

○解説板・遺構表示等

解説板、案内板、遺構表示など、来訪者が史跡の価値を知り理解を深めるための施設は、適切に維持管理を行い、調査の進展やガイド活動などでの利用状況に応じて、表示内容や設置位置などの見直しを行う。

○再建建造物

大手門脇櫓は、青葉城大手門並隅櫓復興期成会により昭和 38 年（1963）に再建に着手され、昭和 42 年（1967）に仙台市に寄附された。焼失前の測量図に基づき建築されたが、木造モルタル造であり、屋根の形や狭間の位置などに違いがあるほか、工事前に発掘調査は行われていないため、復元建造物とは言えない。しかし、史跡指定前に建築されたものであり、江戸時代の建物が残されていない仙台城跡において、城らしさを表現しており、市民にもなじみ深い建造物であることから、今後とも維持することとする。

将来再整備を行う際には、焼失前の記録や発掘調査の実施などにより、史跡における歴史的建造物の復元に関する基準に基づき、整備する。

○ガイダンス施設等

仙台城見聞館

本丸跡の仙台城見聞館は、平成 16 年 3 月に策定した整備基本構想では本丸御殿整備区域の活用整備について「広大な区域が未調査となっていることから、小規模なガイダンス施設等を暫定的に整備する」という指針が示されたことに基づき設置したものである。平成 18 年に建設されたが、これまで年間約 1 万 2 千人前後の入館者があり、小規模な施設であるものの、ガイダンス施設としては重要な役割を担っている。そのため、本計画においても、今後ともガイダンス施設としての使用を継続し、展示内容については、今後の調査成果や整備の進展にあわせて、必要に応じた見直しを図るものとする。なお、本丸跡の調査が進展し、本丸跡の整備計画の内容によっては、改めて位置や機能について検討する。

仙台市博物館

仙台市博物館は、昭和 36 年（1961）に開館し、昭和 61 年（1986）に全面新築されている。平成 15 年の史跡指定後に、整備基本構想において三の丸蔵屋敷整備区域の活用整備について「博物館内の提示施設の一部を史跡ガイダンス施設として暫定利用すること等を検討する」という指針が示されたことに基づき、平成 19 年度に「仙台城ガイダンス機能拡充等基本計画」を策定し、平成 21 年度に展示改修工事を実施している。これらの経緯を踏まえ、本計画においても、仙台市博物館の史跡ガイダンス機能については維持するものとする。

②史跡保全のための施設

本丸東側崖面の災害復旧工事の際に設置した擁壁等の施設は、地形の維持のために必要な施設であるため、今後も維持し管理する。

③公園施設

青葉山公園の管理のための諸施設は、史跡の来訪者にとって快適に見学してもらうためにも必要であるため、今後も維持し管理する。また、来訪者の利便性向上のための整備については、史跡の本質的価値を損なわない範囲で、計画的に行うものとする。

④道路

史跡指定地内には市道が 5 路線通っている。いずれも、史跡の保存と活用の点では影響があり（別表）、対策が必要である。

仙台城跡線・青葉山線・青葉山亀岡線は交通量の多い道路だが、幅員が狭く、カーブがきつく勾配が急である。また、石垣に近接している場所があり、車両が石垣に損傷を与える事故も生じている。これらの路線は史跡の保存に影響を与えており、また歩道が設けられない場所もあることから、史跡の徒歩での見学に支障があり、活用の面でも影響がある。

生活道路として使用されている現在の通行状況から見る限り、現実的には早急な通行制限等の対策は困難であることから、当面の間は、保存に対する影響を最小限となるような対策を検討していくこととする。現状変更については、現状の道路の位置や規模等の範囲内での維持補修のための現状変更は認めるものとする。遺構保存や活用のために必要な道路改修の場合は、その内容を十分検討したうえで認めるものとする。

追廻天主台線と追廻竜の口沢線については、主にテニスコート利用者の車両が通行する路線であ

り通行量は多くない。当面は現状を維持し、現状の範囲内での維持補修等の現状変更についてのみ認めるものとする。また、当路線は追廻地区の青葉山公園整備計画範囲に隣接しており、公園整備の際に園路等としての利活用も想定されることから、今後、公園整備部署と十分に協議しながら、適切な保存と活用を図ることとする。

⑤ 顕彰碑等

史跡地内に存在する顕彰碑等については、廃城後に設置されたものだが、仙台城跡が近現代の仙台市民にとってどのようなありかたであったのかを示す資料という捉え方もできる。そのため、取扱いについては、以下のとおりとする。

- ・ 顕彰碑等の調査を行い、規模や設置の経緯等を記録する。
- ・ 保存・活用のための整備を行う際に、顕彰碑等との関係が生じる場合、その取り扱いについて、個別に検討する。

⑥ その他

○発掘調査現地事務所

中島池跡にある発掘調査現地事務所は、史跡指定前の平成9年に石垣工事事務所として民間業者が建築し、平成16年度に市が購入した。仙台城跡の調査を継続的に行うためには、現地に拠点があることは有益であるため、当面は必要に応じた修理をおこないながら維持することとする。しかし、構造上の問題で使用が困難となることも予想されるため、現地での調査拠点のありかたについては検討していく。

○旧姉齒家茶室（残月亭）

三の丸（東丸）にある明治時代の茶室であり、移築されたものである。平成9年（1997）仙台市の有形文化財に指定され、平成11年（1999）に現在地に復元された。本来仙台城跡にあった遺構ではなく、暫定的にこの場所に復元した経緯もあるため、将来にわたりこの位置に配置するかどうかは検討が必要であり、三の丸（東丸）の整備を今後検討していく中で、取り扱いを検討する。

○二の丸・御裏林の第二師団関係遺構等

二の丸や御裏林には、弾薬庫やざんごうなどの第二師団関係遺構のほか、亜炭採掘の遺構が残されている。これらは、廃城後の遺構であるため、取扱いの検討の対象となる。しかし、地形を改変している遺構であり、撤去を行うことによる新たな遺構の破壊が生じる可能性が高いため、当面は現状のまま保存するものとする。また、廃城後の城郭の使われ方を示す遺構、という見方もできるため、今後現状の調査を行ったうえで、活用の対象となるか検討する。

(3) 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針及び取扱基準

① 現状変更等について

文化財保護法第125条では、「史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。」としている。

「現状を変更する行為」とは、史跡等に物理的作為的変更を加える行為であり、例えば掘削を伴う工事や堀の埋め立てなどがあげられる。「保存に影響を及ぼす行為」とは、物理的に現状に変更を及ぼすものではないが、将来にわたり支障を来す行為であり、例えば重量物を積載した車両の度重なる通行などがあげられる。

現状変更等は原則として文化庁長官が許可するが、法第 125 条第 1 項ただし書きに許可が不要な件が記してある。また、法第 184 条第 1 項第 2 号の規定により、重大な現状変更以外については都道府県・市の教育委員会に許可の権限が委譲されており、その範囲は、文化財保護法施行令第 5 条第 4 項第 1 号に示されている。

②法令上の基準

ア 現状変更等を許可できない場合

- 史跡名勝天然記念物の適切な保存管理のために策定された「保存活用計画（保存管理計画）」に定められた保存管理の基準に反する場合
- 史跡名勝天然記念物の滅失、毀損又は衰亡のおそれがある場合
- 史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合
- 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合
（「文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準」より）

イ 現状変更等の許可が不要な行為

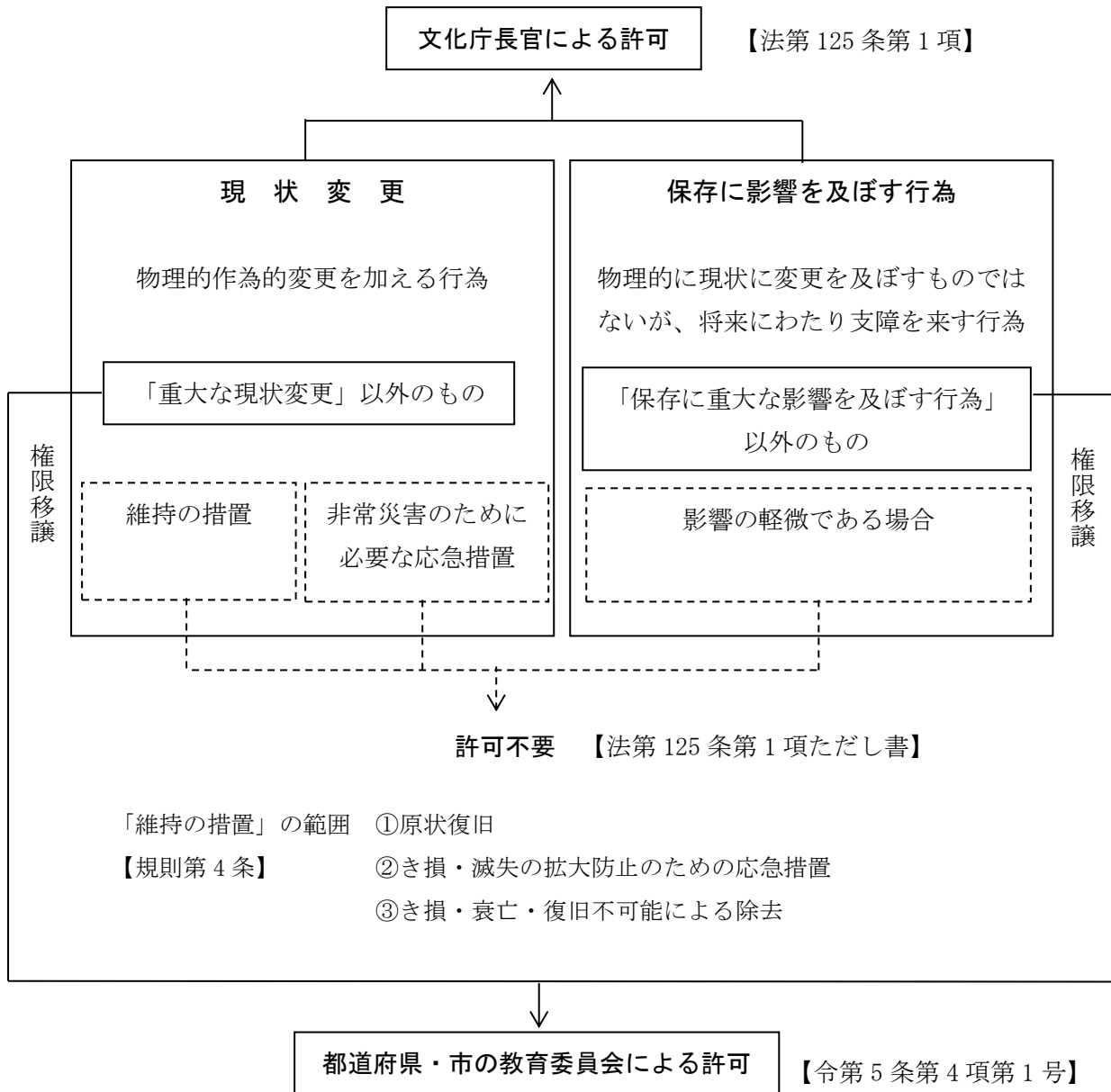
- 現状変更については、維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合
- 保存に影響を及ぼす行為については、影響の軽微である場合
（法第 125 条第 1 項ただし書き）

「維持の措置」の範囲については、「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則」第 4 条に、史跡名勝天然記念物がき損し又は衰亡している場合の、原状復旧、き損・衰亡の拡大防止のための措置、き損・衰亡・復旧不可能の場合による除去と示されている。

ただし、き損が生じた場合には法第 30 条によるき損届、復旧する場合は法第 127 条による復旧届を文化庁長官に提出する必要がある。

史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可制度について

(平成 29 年度「文化財保護行政担当者会議」(文化庁主催)資料より)



都道府県・市の教育委員会による許可の範囲（文化財保護法施行令第五条第四項第一号）

＜史跡名勝天然記念物（地域）関係＞

- (イ) 2年以内の期間限定の小規模建築物の新築・改築・増築
- (ロ) 指定面積150ha以上の史跡名勝天然記念物の第一種及び第二種低層住居専用地域における小規模建築物の新築・改築・増築
- (ハ) 工作物（※1）の設置・改修、道路の舗装・修繕
- (ニ) 史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設（※2）の設置、改修
- (ホ) 電柱、電線、ガス管、水管、下水管その他これらに類する工作物（※3）の設置・改修
- (ヘ) 建築物等の除却（建築または設置の日から50年を経過していない建築物に係るものに限る）
- (ト) 木竹の伐採（※4）
- (チ) 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

＜天然記念物（種）関係＞

- (リ) 天然記念物である動物の捕獲及び飼育、標識等の装着、血液その他の組織の採取
- (ヌ) 天然記念物である動物の動物園・水族館相互間での譲受け・借受け
- (ル) 天然記念物である鳥類の電柱に作られた巢の除却

＜個別移譲関係＞

- (ヲ) 史跡名勝天然記念物の「管理のための計画」を定めた都道府県又は市の教育委員会が申出をし、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域における現状変更等

※1：①小規模建築物に付随する門、生け垣又は堀 ②既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール ③小規模な観測・測定機器 ④木道

※2：法第115条第1項の標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設

※3：側溝、街渠、集水ます及び電線共同溝

※4：「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。また、名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。

③現状変更等の取扱いの基本方針

仙台城跡は、わが国の近世城郭を代表する遺跡として国の史跡に指定されていることから、史跡の保護のため、原則として、史跡指定地内においては、史跡の保存管理及び整備活用上必要な行為並びに発掘調査等の調査研究に伴う行為以外の現状変更等は認めないものとする。

ただし、史跡指定地の大半は都市公園として供用されており、また指定地内を市道が通過している状況であることから、公益上の行為に係る現状変更行為等については、史跡の本質的価値に影響を及ぼさない範囲で認めることとする。

現状変更等については、当該指定地内でなされる必然性があること、その内容・規模等が必要最小限であり、史跡の本質的価値への影響を及ぼさないよう必要な措置がとられていること、などを許可の条件とする。

④現状変更許可の対象となる行為

現状変更の許可申請の対象となる具体的な行為は、以下のものとする。これ以外の行為については、その都度、市教育委員会を通して文化庁と協議を行うものとする。

ア 史跡の保存管理及び整備活用上必要な行為

史跡の保存管理及び整備活用上必要な建築物、工作物の設置は、今後策定する整備計画等に基づくものとし、必要最小限の規模となるよう、また、史跡の本質的価値への影響を最小限となるよう十分に配慮する。災害時の応急措置に伴う行為以外は、原則として、有識者等による委員会の助言などを得ながら遂行する。史跡の保存管理及び整備活用上必要な行為は、主に以下に示すものである。

- ・ 史跡の保存・管理のための標識、説明板、境界標、囲さく、覆屋等の保存施設の設置
- ・ 史跡の本質的価値に対する防災対策
- ・ 史跡の本質的価値を構成する諸要素の復旧
- ・ 史跡の保存管理及び整備活用のために必要な木竹の伐採、植栽
- ・ その他、保存管理及び整備活用のために必要な建築物の新設・増築・改築・除却・色彩変更、工作物の設置・改修・除却・色彩変更及びこれらに伴う土地の形状の変更

イ 発掘調査等の調査研究に伴う行為

発掘調査等にあたっては、まず年次計画を策定し、有識者等による委員会の助言を得ることとする。実際の調査にあたっては、遺構等への影響を最小限にとどめるよう、適切な調査区設定や調査深度となるよう配慮する。発掘調査等の調査研究に伴う行為は、主に以下に示すものである。

- ・ 史跡の性格究明のために必要な発掘調査等
- ・ 災害復旧等に伴う発掘調査等

ウ 公益上必要な行為

史跡の本質的価値を構成する要素の保存、及び史跡としての景観の保全・調和に対する配慮がなされた、以下に示す行為に伴う「建築物、工作物の新築（設置）・改築（改修）・除却・色彩の変更」「土地の形質の変更」「木竹の伐採、植栽、移植」とする。

- ・道路、公園施設関連の公共工事
- ・電柱・電線、地下埋設管等の維持管理、改修、除却
- ・災害復旧のための公共工事

エ 史跡見学者の便益に関わる行為

史跡の本質的価値を構成する要素の保存、及び史跡としての景観の保全・調和に対する配慮がなされた、以下に示す行為とする。

- ・博物館等公共施設の補修、除却等
- ・史跡見学者の便益に関わる建築物、工作物の増築・改築（改修）・除却・色彩の変更、土地の形質の変更

⑤現状変更等の許可が不要な行為

A 法第 125 条ただし書きにある許可不要行為

ア 維持の措置

- 史跡のき損、衰亡時の現状復旧
大雨等で小規模な土砂の流失が発生した地表面の埋戻しなど
- 史跡のき損、衰亡の拡大防止のための応急措置
崩落した箇所及び被害が及びそうな箇所に行う土のう等の設置など
- 史跡の一部のき損、衰亡箇所の復旧が不可能な場合における当該部分の除去
曲輪の地形を構成する法面が崩れた場合、崩れ残った部分が修復不可能な場合など

※「特別史跡天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則」
(昭和 26 年 7 月 13 日 文化財保護委員会規則第 10 号) 第 4 条 維持の措置の範囲

イ 非常災害のために必要な応急措置

- ・大雨、台風、地震等の災害の際に、崩落した箇所及び被害が及びそうな箇所に行う土のう等の設置や、崩落した土砂・落石等の撤去、簡易な土留杭・立入禁止表示などの工作物の設置、見学者の避難のための措置等

ウ 保存に影響を及ぼす行為で影響の軽微なもの

史跡を構成する要素に対する日常の維持管理行為や、活用事業に伴う仮設物の設置等の行為。

○史跡の本質的価値を構成する諸要素、史跡整備関連施設の日常の維持管理

- ・ 史跡地内の清掃、除草、公園として供用している範囲内にある樹木の危険防止、景観維持のための剪定及びつる切り。
- ・ 史跡整備関連施設のうち、解説板類、管理用柵、ベンチ、あずまや、外灯等の小規模工作物の地上部分の補修・更新・撤去。ただし、更新は従前と同じ位置・規模・素材・色彩のものとする。
- ・ 修復した部分の、既工事範囲内での再修復

○公共（土木）施設の日常の維持管理

- ・ 道路のくぼみなどの部分的な補修。
- ・ 道路付属施設の地上部分の補修。
- ・ 公園施設の地上部分の補修。

○史跡見学者のための資料館、便益施設等の日常の維持管理

- ・ 資料館等の内部の補修・改装、外装地上部分の従前と同じ状態に戻す補修。

○活用事業等に伴う仮設物の設置

- ・ イベント等に伴う仮設の簡易な工作物の設置（地面に打ち込まないもの）。

-(2) (4) 地区ごとの保存管理の方針

①指定地及び指定を目指す範囲については、保存地区を以下の通り設定し、それぞれの保存の方針を定める。

特別保存地区

天然記念物青葉山として指定されている範囲。

第一種保存地区

主要な曲輪の範囲。

第二種保存地区

本丸周囲の崖地、本丸東側の旧河道部分

第三種保存地区

車両通行のある市道

第四種保存地区

将来史跡を目指す範囲

②地区ごとの保存管理の方針

特別保存地区

天然記念物青葉山に指定されている範囲である。保存管理の方針としては、天然記念物として指定されている要件である自然環境や、域内に残る城郭に関連する遺構を現状のまま保存することとする。地区内での建築物や工作物の設置は、保存管理及び活用のために必要なものに限ることとする。見学者のための便益施設も必要性を考慮するとともに、規模については環境及び景観に十分に配慮したものとする。

第一種保存地区

第一種保存地区は仙台城跡の主要な曲輪があった部分である。この地区には石垣、水堀、土塁等の遺構が顕在しているとともに、地下にはさまざまな遺構が存在している。保存管理の方針は、現状のまま保存することとするが、あわせて、史跡理解のための整備や、見学者のための利便を図るための施設等について、遺構保存及び史跡の景観に十分配慮したうえで計画的に設置を進めることとする。

第二種保存地区

本丸東・南側の崖地及び本丸東側崖下の旧河道部分であり、自然地形を有効に利用した仙台城の特性を示す重要な構成要素であるが、江戸時代の遺構は、現在のところ確認されていない。そのため、保存管理の方針としては、原則として現状のまま保存することとするが、崖地の崩落防止の措置など、史跡指定地の維持管理上必要な措置については、自然環境や史跡景観に十分配慮したうえで進めることができるものとする。

第三種保存地区

史跡指定地内に存在する車両通行のある市道部分である。場所によっては、特別保存地区及び第一種保存地区内を通っており、地下に遺構が存在する可能性がある部分でもあり、本来は現状のまま保存する地区である。しかしながら、市民生活にとって重要な道路であることから、当面の間は、史跡としての保存管理と、道路としての使用の両立を図ることとする。保存管理の方針は、現状のまま保存することとするが、道路や道路に付属する工作物の補修については、既設の規模を超えない範囲で行うことができることとする。ただし、事前に市教育委員会と協議し、工事内容によっては文化庁の許可を得るものとする。

第四種保存地区

本丸跡及び二の丸跡の将来史跡を目指す範囲である。地表に顕在する遺構は少ないものの、地下の遺構は場所によっては良好に残存している。保存管理の方針としては、将来史跡を目指す範囲であることから、開発行為がある場合は、埋蔵文化財の発掘調査を前提に、その調査結果によっては計画されている開発行為の計画変更や工法の変更等を事業者と調整し、遺構に与える影響が最小限となるよう協力を求める。

③史跡指定地及び指定を目指す範囲以外の取り扱い

A 周辺地区1

追廻地区

埋蔵文化財包蔵地である追廻地区は、青葉山公園の（仮称）公園センター建設をはじめとした公園整備が行なわれているが、石垣や平坦に造成された地形が顕在している他、確認調査の結果、地下に遺構が保存されていることが判明している。そのため、公園整備に伴う造成・掘削等にあたっては、遺構に与える影響が最小限となるように協力を求める。また、史跡指定地に隣接している場所であることを考慮した施設等の整備について協力を求める。

国際センター周辺地区

過去の造成の影響が大きいことから埋蔵文化財包蔵地に登録されておらず、現在、国際センターが建設されている。しかしながら、大橋から大手門へ至る大手道に面し、藩政期には重臣屋敷が建っていた歴史的な由緒のある場所であり、史跡指定地に隣接していることから、今後の施設増築、改修や公園整備にあたっては、周辺環境に違和感のない整備となるよう、事業者と調整を行うものとする。また、史跡指定地への動線計画策定にあたっては、この地区も含めて検討する。また、遺構の残存状況の確認のため、試掘調査の実施を検討する。

B 周辺地区

埋蔵文化財包蔵地として登録されているが、絵図によると旧河道部分や、竜の口溪谷の部分は、人工的な遺構の存在の可能性が少ないが、城郭の良好な景観の維持という役割があると考えられる。そのため、公園整備にあたっては、埋蔵文化財包蔵地としての適切な手続きをとるとともに、史跡景観に支障のない計画となるよう、事業者に協力を求める。

(5) 追加指定について

平成 15 年度の史跡指定申請にあたり、将来史跡をめざすとしている範囲については、将来的に土地所有者の同意をいただけるよう努めるものとする。

(6) 公有化等について

史跡指定地の公有化については、土地所有者の意向を十分配慮したうえで進める。

また、国有地において所管省庁間での所管換えが行われる場合は、関係部局と調整の上、対応する。